

シリーズ「国民健康保険」の話



カモン君

●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111 (内線424・425)

これまで5回にわたり国民健康保険(国保)の仕組みや問題点について見てきました。小郡市の医療費や財政の状況など国保の抱える課題は非常に厳しいものとなっています。

今後も被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるようにするために、また国保の財政を健全なものにしていくために、平成27年度は保険税の改定を行います。

■平成27年度からの保険税の税率・限度額を改定します

平成27年度から、国民健康保険税の税率と限度額を下表のとおり改定します。

	医療費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分		医療費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	8.00%	2.60%	2.30%		8.20%	2.63%	2.40%
均等割	24,000円	7,000円	7,000円		25,000円	8,000円	8,100円
平等割	24,000円	7,000円	7,000円		24,200円	7,000円	7,000円
限度額	51万円	16万円	14万円		52万円	17万円	16万円

Q. なぜ税率を改定するの？

小郡市国保は大きな赤字を抱えており、支出に見合った収入が得られていないのはこれまで見てきたとおりです。

収支を改善し、今後も健康保険を守っていくためには、利用者の皆さんにも負担をお願いせざるを得ません。ご理解をお願いします。



Q. 今後も税率は変わるの？

赤字の主な原因は、増大する医療費や介護費です。今後も医療費や介護費が増え続ければ、さらなる税率改定を検討する必要性が生じることも考えられます。

■赤字解消のため、一般会計からの繰入れを行います

国民健康保険は「国民健康保険事業特別会計」で経理し、独立採算で運営するのが原則とされていますが、やむを得ず市の一般会計から法令で定められている以上の資金を繰り入れることがあります。これを一般的に「法定外繰入」と呼びます。

市は、従来この法定外繰入を行っていませんでしたが、平成26年度には市の施策の影響で増える支出相当分として、約1,600万円を繰り入れました。さらに平成27年度は、税率改定に合わせ、赤字解消を目的として8,000万円を繰り入れる予定です。これは、本来さらに税率を上げることで見込むべき収入を、市政運営のための大切なお金で肩代わりするということです。

Q. 税負担を抑えるために私たちにできることは？

支出の大半は医療費と介護費です。皆さんが病気の予防に努め、将来の医療費や介護費の増加を抑えることで、今後の税負担を軽減することができます。

今後も広報などを通じ、医療費適正化のための情報発信を行っていきますので、皆さんのご協力をお願いします。



お願いします

保険税の納付をしやすいするため、税率改定とあわせて以下の変更を行います。



血管くん

■低所得者に対する軽減措置を拡充します

減額割合	基準額(前年中の世帯の合計所得金額の計が下記の金額以下)	
	改定前	改定後
7割	33万円	33万円
5割	33万円+24万5千円×被保険者数*	33万円+26万円×被保険者数*
2割	33万円+45万円×被保険者数*	33万円+47万円×被保険者数*

※被保険者＝後期高齢者医療制度への移行で国保を脱退した世帯主・員含む

保険税には、前年中の所得が一定基準額以下の世帯に対し、均等割と平等割を減額する仕組みがあります。

平成27年度から、5割軽減と2割軽減の基準額を左のとおり改めます。これにより今までよりも軽減対象に該当しやすくなります。※軽減判定は自動的に行われるため、申請は不要です

■支払回数を8回から9回に増やし、1期あたりの納付額を抑えます

これまで保険税の納期は7月から翌年2月までの8期でしたが、平成27年度からこれを1期増やし、7月から翌年3月までの9期に改めます。

納期が増えることで、1期あたりの支払金額が減り、納付しやすくなります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月



1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

9期(3月末)の納期を新たに設けます

■納期ごとの金額の偏りを減らします

これまでは年税額を期数で割ったときの千円未満の端数をすべて1期に寄せていたため、1期の負担が他の期に比べて重くなりすぎることがありました。

この改定で、各期ごとの納付額がより均等になります。

●年税額が399,700円の世帯の場合

1期	2期	3期	8期
56,700	49,000	49,000	49,000



1期	2期	3期	8期	9期
44,500	44,400	44,400	44,400	44,400

1期が他の期に比べて高額…

各期の納付額がより均等に！

■コンビニ納付ができるようになります

これまで保険税は、市役所または金融機関での窓口払いや口座振替でしか納付できませんでしたが、平成27年度分の保険税からは、コンビニエンスストアでも納付できるようになります。詳細は広報4月1日号をご覧ください。



新年度の納税通知書は7月中旬にお送りします